環循適発第 19032911 号 平成 31 年 3 月 29 日

革新的事業活動評価委員会 委員長 安念 潤司 殿

環境大臣 原田 義昭

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法(以下単に「法」という。)第11条第1項の規定により平成31年3月29日付で株式会社エンビプロ・ホールディングス及び株式会社しんえこから提出された新技術等実証に関する計画(以下「当該実証計画」という。)に対し、生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

- 1. 当該実証計画を提出した者 株式会社エンビプロ・ホールディングス及び株式会社しんえこ
- 当該実証計画が提出された日平成31年3月29日
- 3. 認定の可否に関する見解

法第11条第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。

なお、この見解は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法という。」を所管する大臣である環境大臣の解釈権限に基づくものであり、また、廃棄物処理法第7条第1項及び第6項に定められた許可は、市町村の自治事務に当たる。申請者は、実証の実施において市町村へ事前説明されたい。

4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項 特になし

(以 上)